

姫路市入札監視会議 議事概要（平成24年度第2回）

- 1 日 時 平成25年1月16日（水） 午前9～午前10時
- 2 場 所 姫路市役所 北別館4階 第402会議室
- 3 出席者
（委員） 市川委員長 井上委員 久保委員 永井委員
（姫路市） 甲良財政局長 三木財務部長 北川契約課長 他契約課2人

4 概 要

1. 建設工事発注状況等の説明

平成24年7月1日から平成24年11月30日までの間の入札及び契約手続の運用状況について事務局より報告された。なお、この間制度上の改正はなし。

【主な質問・意見】

委 員：落札率が高いが、全国平均はどれくらいか。

事務局：全国平均は集計していないが、90%くらいの自治体もある。

委 員：自治体の役割として地元業者の育成ということがあるのかもしれないが、建設業者だけを特別に育成する必要はないのではないか。

事務局：災害時に建設業界の果たす役割が大きいという考え方によるものと思われる。

2. 審議対象工事の抽出結果の報告

審議対象工事の抽出を行う委員に指定された久保委員より、抽出結果が報告され、以下のとおりとなった。

入札方式別に無作為抽出を行った

制限付一般競争入札について、全153件中2件を抽出

（うち土木・鋼構造・ほ装工事より1件、建築・その他工事より1件）

指名競争入札について、全212件中4件を抽出

（うち土木・鋼構造・ほ装工事より2件、建築工事より1件、その他工事より1件）

3. 抽出工事の説明及び審議

抽出された制限付一般競争入札2件及び指名競争入札4件の各工事について審議を行った。

(1) 制限付一般競争入札（価格競争）

① 奈座港物揚場等改良工事

【主な質問・意見】

委員：制限付一般競争入札の「制限」とはどのようなものか。

事務局：品質の確保や地元業者の育成を図るため、また、工事によっては地域精通性が求められるものもあることから、総合評定値や平均実績、校区等により制限を設ける場合がある。

② 旧モノレール橋桁他撤去工事

【主な質問・意見】

委員：参加者が少ないのには理由があるのか。

委員：同じような工事が今後も続くのであれば、まとめて発注すれば参加者も増えるのではないか。

事務局：区間によって状況が異なり、工法も変わってくるものと考えている。優先度の高い箇所から順次撤去しているが、金額のわりに特殊な工法や安全配慮が求められることから参加者数が少ないのではないか。

(2) 指名競争入札

① (北部) 安富197号線舗装改良工事

【主な質問・意見】

委員：発注金額によって指名業者数が決まるということだが、この発注金額は消費税込みの金額か。

事務局：消費税込みの金額である。

委員：どの業者が指名されたかは入札前に分かるのか。

事務局：事前に指名業者表を公表している。

委員：業者数によって、発注金額がどの範囲か推測できるということか。

事務局：業者数、指名された業者のランクによって発注金額の範囲を推測することは可能である。

② 大津197号線道路補修工事

【主な質問・意見】

委員長：入札額にバラつきが少ない。

事務局：一般的な舗装工事であるので、積算の結果も同じような金額になったものとする。

③ 広畑小学校校庭クラブハウス外部改修工事

【主な質問・意見】

委員：この工事について、地域性を考慮する必要はあるのか。

事務局：必ずしも必要ないかもしれないが、地元業者から選定している。

委員：一般競争入札に付することはしないのか。

事務局：1千万円以上の案件を制限付一般競争入札の対象としている。今後も、

制限付一般競争入札の対象範囲は拡大していくものと見込んでいるが、制限付一般競争入札は電子入札を行っており、電子化の浸透具合とのバランスを考慮する必要がある。

④ 網干自歩道浸水通報装置設置工事

【主な質問・意見】

委員：5者参加の案件であれば、発注金額が300万未満であることは分かるのに、それを超える額で入札しているのはどういうことか。この場合、何かペナルティを課すのか。

事務局：これくらいの金額ではできないという意思表示かもしれない。ペナルティは課さない。

4. 指名停止等の措置状況

平成24年7月1日から平成24年11月30日までに指名停止措置を行った、延16者について、事務局より報告

【主な質問・意見】

委員：個人の犯罪で3ヶ月という事案に対して、業務に関連する社会的に非難されやすい内容での逮捕が2ヶ月というのは、期間が短いのではないか。

事務局：要綱で期間を定めているが、その内容は県内の自治体ではほぼ同様のものとなっている。

5. 低入札価格調査

平成24年7月1日から平成24年11月30日までにを行った低入札価格調査4件について事務局より報告

【主な質問・意見】

委員：調査結果は全て「可」なのか。

事務局：「不可」と判定するには相当な理由が必要であると考えている。

6. 苦情処理要綱に基づく苦情処理

・苦情処理案件及び再苦情処理案件について、事務局より報告

苦情処理案件なし。

再苦情処理案件なし。

【主な質問・意見】

特になし。

5 その他

・次回の定例会議の開催について

次回の定例会議は、平成25年8月開催を目途に日程を調整する。